

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第2回武蔵村山市行政改革推進委員会
開 催 日 時	令和6年2月16日(金) 午前10時1分から午前11時40分まで
開 催 場 所	市民会館(さくらホール) 会議室1・2
出席者及び 欠 席 者	出席者:比留間委員長、小林副委員長、岩瀬委員、高橋委員、日向野委員 欠席者:なし 事務局:企画財政部長、企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	1 令和5年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について 2 武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画(令和5年度～令和7年度)について
議 題	1 令和5年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1:令和5年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について、委員から意見をいただいたが、助言、勧告等はなかった。 議題2:特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	報告事項1 令和5年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について ● 令和5年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について事務局から報告した。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。 報告事項2 武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画(令和5年度～令和7年度)について ● 別添の「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画(令和5年度～令和7年度)」に沿って説明する。 最初は、本推進計画の目次である。 1ページは、本推進計画の基本的事項となっている。 行政改革大綱推進計画は、令和3年3月に策定した武蔵村山市第七次行政改革大綱を踏まえ、本市の行政改革を具体的かつ計画的に推進するため毎年度策定することとしている。 本推進計画の策定に当たっては、各推進項目の実施状況を調査し、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等について適宜見直しを行うこととしている。 新たな推進項目の追加や既存の推進項目の削除は行っていないが、推進項目の内容の見直しを行ったものについては、見直し前の内容に二重取り消し線を引いた上で、見直し後の内容を記載するとともに、該当箇所について網掛けを行っている。

2 ページから 5 ページまでは、「行政改革の推進項目一覧」として、各推進項目の本年度の推進計画等を一覧表として整理したものであり、R 5 推進計画欄に網掛けをした項目が、令和 4 年度の推進計画から変更を行ったものである。

6 ページから 17 ページまでにかけて、各推進項目の具体的な内容を記載している。

本日は、各課に意見照会を行い、推進計画の変更等を行った 8 項目について説明する。

「項番 9 村山温泉かたくりの湯の在り方の検討」

本推進項目は、令和 4 年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたものであるが、令和 4 年度に次期指定管理者の公募を行ったところ応募者がおらず、令和 5 年 4 月 1 日以降、施設を一時閉館とし、在り方検討委員会を設置して今後の施設の在り方について検討を進めることとしているため、実施時期を変更したい旨の意見があり、令和 5 年度推進計画を「検討結果報告書の提出」に変更している。

「項番 18 空き店舗活用事業の実施」

本推進項目は、令和 4 年度に「検討」、令和 5 年度に「実施」を予定していたものであるが、不動産業者等との調整、空き店舗の実態やニーズの把握など、実施体制や実施方法について更に検討する必要があるため、実施時期を変更したい旨の意見があり、令和 5 年度推進計画を「検討」に、令和 6 年度推進計画を「実施」に変更している。

「項番 26 保育人材の確保策の検討」

本推進項目は、令和 4 年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたものであるが、令和 4 年度に子どもを持つ保育士が市内の保育所で働きやすくなる支援策として、保育の実施に関する事務取扱細則を改正し、保育従事者として市内の保育所等に就労又は就労予定の場合は、市外在住者を市内在住者と同様に取り扱うこととし、保育所に入所しやすくなる取組を実施したことから、当初の推進計画及び達成基準を変更している。

「項番 48 企業版ふるさと納税制度の導入」

本推進項目は、令和 4 年度に「実施」を予定していたものであるが、本制度を活用できる新規事業の選定や企業との調整など、実施方法について更に検討する必要があるため、実施時期を変更したい旨の意見があり、令和 5 年度推進計画を「検討」に、令和 6 年度推進計画を「実施」に変更している。

「項番 68 Web 会議の拡充の検討」

本推進項目は、令和 4 年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたものであるが、対面による会議等の場において一部の参加者が参集できない場合であってもインターネット回線を通じたリモート参

加を可能とする機器を導入し、令和5年2月から運用を開始したことから、当初の推進計画及び達成基準を変更している。

「項番70 ビジネスチャットの導入の検討」

本推進項目は、令和4年度に「検討」、令和5年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたものであるが、グループウェアシステムの更改に合わせて、令和5年3月にビジネスチャット機能を有するグループウェアシステムを導入したことから、当初の推進計画及び達成基準を変更している。

「項番71 文書管理システムの導入の検討」及び「項番72 電子決裁システムの導入の検討」

これらの推進項目は、いずれも令和4年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたものであり、令和3年度に検討委員会を設置し導入の検討を進めていたが、令和4年度より市内のDXの加速化に伴い、システムの導入に向けた具体的な取組に移行することとなったため、当初の推進計画及び達成基準を変更している。

【質疑・意見等】

項番9 村山温泉かたくりの湯の在り方の検討

- 温泉施設の今後の方向性は決定しているのか。
- 温泉施設の今後の在り方について、令和5年11月に外部有識者で構成する在り方検討委員会から温泉施設の存続を求める提言書が提出された。その内容を踏まえ、令和6年度施政方針に、施設の再開に向けて指定管理者の募集や施設の点検等を進めていくことを示しており、今後、施設の運営や設備等について詳細な調査検討をしていく。

項番26 保育人材の確保策の検討

- 取組の詳細を知りたい。
- 原則、市内在住者が優先されている保育所の入所に関して、市内の保育所に勤務する市外在住の保育従事者が子どもを市内の保育所に入所させたい場合、入所調整において市内在住者と同様に考慮されるようになった。
- その取組の実施により保育人材は確保しやすくなったのか。
- 保育従事者にとって本市での就労の動機付けとなっているかや、保育人材の確保にどの程度寄与したかの検証はしていないと思う。
- 市内の保育所に勤務する保育士が市外に転出した場合は何か影響があるのか。
- 保育所の入所に関する取扱いの変更であり、就労に関して影響はない。
- 市立、私立を問わず同様の取扱いなのか。
- 同様であるが、現在本市に市立保育所はなく、私立保育所のみを取扱いとなる。
- 本市は他市と比較して賃金が低いため、保育人材の採用が難しく、

定着もしにくいように感じている。また、施設の老朽化が著しく、建物や設備を改修しないと児童の受入れが困難と思われる保育所もあり、定員割れが常態化し、保育士を継続して雇用できない状況である。

- 保育人材のほか介護人材の賃金についても同様であるが、いずれも地域区分により単価が決められており、他市に比べて本市の区分が低いため賃金が低く、人材が集まりにくい状況だと聞いている。

待機児童については、親の就労状況や子の出生数の変化など様々な要因はあるものの、近年改善されてきており、私的な理由で特定の保育所を希望し待機している場合は待機児童から除く「新定義」では、現在のところ待機児童はいないと記憶している。

- つみき保育園は建設から半世紀以上が経過しており施設の老朽化が進んでいる。保育人材の確保には処遇改善のほか、環境整備を図る必要がある。多摩都市モノレール新駅の近くへの保育所の新設又は移設が検討され、実現されれば子育て世代にとっても利便性が高いものとなる。

議題 1 令和 5 年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について

- 令和 5 年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について説明する。

まず、会議次第 4 ページ「1 推進状況調査の実施」について、令和 5 年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況を把握するため、昨年 10 月 3 日から 10 月 13 日にかけて、各課へ照会を行っている。

続いて、「2 推進状況調査の結果」については、別添の「武蔵村山市第七次行政改革大綱 令和 5 年度上半期推進状況報告書」に沿って説明する。

本報告書は、「第七次行政改革大綱推進計画（令和 5 年度～令和 7 年度）」の推進状況について所管課へ調査を行い、その結果を取りまとめたものである。

本報告書の目次の下段の凡例には 3 ページ以降の各推進項目の実施状況についての区分を記載している。

1 ページの「第 1 令和 5 年度上半期推進状況総括」、「1 実施状況等について」について、「実施状況等集計表」は、令和 5 年度から令和 7 年度までを推進期間とする「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画」について、令和 5 年度上半期における各推進項目の実施状況を改革の柱・推進体系ごとに「実施済」から「未実施」までの 4 項目で整理したものである。

内訳は、全 82 の推進項目のうち、「実施済」が 36 件、「継続中」が 24 件、「準備中」が 19 件及び「未実施」が 3 件となっている。各項目の実施割合は、記載のとおりで、推進計画に従い、おおむね予定どおり進捗している。

また、財政効果額については、各推進項目の実施により生じた効果

額であるが、年度途中では算出が難しいため、前年度末の報告書のとおり令和4年度末時点のものを記載している。推進体系別の実績については、表に記載のとおりである。

2ページの表「実施状況等の推移」については、年次（推進）計画と当該年度末の実施状況等について年度ごとの推移を記載している。令和5年度の達成基準を「実施」や「報告書提出」とし、取組の実施を予定している推進項目は37項目となっている。また、令和4年度末までの当該年度末の実施状況については、表に記載のとおりである。

3ページから6ページまでの「実施状況等一覧」は、各推進項目の実施状況等の一覧表として、令和5年度の推進計画や、上半期における実施状況等を整理している。

なお、実施状況等の欄に、括弧書きで記載のある「◎」、「○」、「△」、「－」については、各推進項目の実施状況をそれぞれ「目標以上」、「目標どおり」、「目標以下」、「未実施」の4つの区分で表記したものである。

「財政効果額」については、各推進項目の実施により生じた効果額であるが、金額での比較が可能となるものについて算出することとしており、令和4年度末時点の金額を記載している。

7ページから34ページまでの「第2 令和5年度上半期推進状況一覧」は、令和5年度上半期の各推進項目の推進状況について個別に整理している。

なお、実施結果については、昨年10月以降に取組が進展し、現状と合っていない項目もあるが、令和5年度上半期における状況ということで、御覧いただきたい。

本日は、「実施等」と位置付けられ、令和4年度末から一定の動きがあった7件の実施状況について説明する。

「項番9 村山温泉かたくりの湯の在り方の検討」

本推進項目は、村山温泉かたくりの湯におけるリニューアルの効果等を検証し、今後の在り方を検討するものである。

令和5年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、令和5年4月1日以降、施設を一時閉館とし、温泉施設在り方検討委員会を開催し、今後の温泉施設の在り方について検討を行ったことから、実施水準を「○：目標どおり」としている。

「項番11 粗大ごみ処理業務の見直し」

本推進項目は、市民サービスの向上等を図るため、粗大ごみ処理業務の抜本的な見直しを検討するものである。

令和5年度推進計画を「実施」としており、電子申請サービスによる粗大ごみ収集受付システムを構築し、令和5年4月から運用を開始したことから、実施状況を「実施済」としている。

「項番38 広報アプリの導入の検討」

本推進項目は、市報の閲覧や最新の市政情報等を簡単に取得することができる、広報アプリの導入について検討するものである。

令和5年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、所管課において検討を進め、検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、市報については市ホームページで閲覧可能であることや、市政情報等の発信についてはメールやX（旧Twitter）、Facebookに加え、新たにLINEの活用を検討していることから、市独自の広報アプリの導入については費用対効果が低いと判断し、導入しないこととしている。

「項番48 企業版ふるさと納税制度の導入」

本推進項目は、地方創生事業への更なる企業の参画を促すため、地域再生計画の作成し、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の受入を実施するものである。

令和5年度推進計画を「検討」、令和6年度推進計画を「実施」としており、各課に対して制度の活用に向けた働きかけを行うとともに、制度の適用に必要な地域再生計画を作成し、認定申請を行ったことから、実施水準を「○：目標どおり」としている。

「項番61 小学校学校給食調理等業務の民間委託」

本推進項目は、将来にわたって学校給食を安定的に提供するとともに、経費削減及びサービス水準の維持向上を図るため、小学校学校給食調理等業務の民間委託を実施するものである。

令和6年度推進計画を「検討」、令和7年度推進計画を「実施」としており、小学校学校給食調理等業務の民間委託に向けて、プロポーザル実施要領を策定し、事業者選定及び委託契約の締結の準備を開始したことから、実施状況を「準備中」、実施水準を「○：目標どおり」としている。

「項番66 オフィス改革の検討」

本推進項目は、業務の効率化及び職員間のコミュニケーションの円滑化を図り、意見交換に基づく創意工夫を促すため、オフィス改革について検討するものである。

令和5年度推進計画を「検討」、令和6年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、他市の取組状況等について業者からの情報収集を行い、オフィス改革の検討に向けて準備を開始したため、実施状況を「準備中」、実施水準を「○：目標どおり」としている。

「項番78 事務手数料の見直し」

本推進項目は、受益者負担の適正化を図るため、証明書発行等に係る事務手数料について事務手数料改定サイクルに基づき見直しを行うものである。

令和5年度推進計画を「検討」、令和6年度推進計画を「実施」と

しており、見直しに当たって、事務手数料の見直しに係るワーキンググループを開催するなど、事務手数料の見直しに向けた検討を開始したため、実施状況を「準備中」、実施水準を「○：目標どおり」としている。

【質疑・意見等】

項番 5 マイナンバーカードの取得促進

- 現在のマイナンバーカード交付率を伺いたい。
- マイナンバーカード交付率は70%程度で、多摩26市の中では中位である。
- 今後、健康保険証がマイナンバーカードに切り替わるが、マイナンバーカードを取得していない市民はどうなるのか。
- 現行の健康保険証は令和6年秋に廃止される予定のため、マイナンバーカードの保険証利用の登録について周知しているが、マイナンバーカードを取得していない市民には紙の資格確認書を交付することになる。また、一部の医療機関では既に専用カードリーダーを導入しており、今後順次切り替わっていくと思われる。
- マイナンバーカードを利用した市独自の取組はあるのか。
- 実施していない。他市の事例では、図書館カードとして利用しているものなどがある。なお、カードそのものではなく、マイナンバー（個人番号）を利用した課税情報等の連携は既に行っている。
- 自分の個人情報が利用されたか分かるのか。
- 自身でマイナポータルへログインすれば、システム上で税・年金情報や、診療記録、投薬情報などの個人情報がいつ、どのような目的でどの行政機関に提供されたかが分かる。
また、マイナンバーカードを利用すれば、コンビニ交付サービスにより住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、課税証明書を窓口よりも安く取得できる。
- 窓口よりも手数料が安いのは知らなかった。
- コンビニ交付サービスに係る経費は高いが、窓口の混雑緩和を図るとともに、窓口における相談対応に注力し市民の満足度を高めることやマイナンバーカード交付率の向上のため実施している。
- マイナンバーカード交付率が100%となった場合、手数料の見直しはされるのか。
- 仮にマイナンバーカードが全市民に行き渡ったとしても直ちに見直すことは想定していない。
- 取組が周知されていないのは残念なので積極的に周知することを求めたい。
- 市民の利便性の向上を図る取組としては、令和6年3月から死亡手続等に関する総合窓口である「おくやみコーナー」を開設する。また、今後、手続の簡素化や事務の効率化を図るため「書かない窓口」も検討することとしている。
- 申請書を書かなくて済むのは市民サービスの向上につながるため進めてほしい。

- 本項目とは別の話だが、市役所本庁舎の一階や二階は全体的に暗いと感じる。
- 建物の構造上、窓から光が入りにくく日当たりの悪いフロアがあることや、本庁舎の一階は節電のため一部電灯を外している箇所もあることから暗くなっている。
- コスト削減のためと理解できるものの、手続や相談のために来庁する市民にとっても明るく快適な環境は必要だと思うので、そういう観点からも行政改革を進めてほしい。

項番 1 5 地域公共交通の見直し

- MMシャトルは利用者が少なく、運行ルートが限定されており利便性が感じられないとの話を聞いている。
- 御指摘のとおり、MMシャトルの利用者数は少ないと言われており、これまでも地域公共交通会議の場で議論されてきた経過がある。しかし、要因が定かでなく、運行ルートの細分化及び運行本数の拡充によって利用者数が増えるのかは不透明であり、バスの台数や人件費の増加により市負担金も増加することからも抜本的な解決策は見いだせていない状況と思われる。

直近では、令和4年度に運行ルートを2ルート廃止し、それに伴いむらタクの運行エリアの拡大と乗降場所の増設を実施し、むらタクの利用者数は増加している。

将来的には、多摩都市モノレール延伸を見据えた新駅周辺や沿線のまちづくりを進める中で、他の路線バス会社とも協議し運行ルートを再編し市内の公共交通の在り方について検討を進めていくこととしている。

現状、市民の主な交通手段として自転車の割合が高く、バスの利用に切り替えるのは難しいが、市の中心部に駅ができ、バスの運行ルートを再編すれば市民の交通手段も変わってくると思う。

- 市内循環バスは、本市と違い主要な鉄道駅が複数ある市であってもルートや遅延などについて苦情が多いと聞いている。全ての市民の要望に沿うのは難しい。
- 国が推進するライドシェアは本市でも実施できないのか。
- 報道によれば特区など実施するエリアが決まっているので本市ですぐに実施するのは難しいと思う。
- 高齢者のための買い物支援等を行う場合にも許可が必要なのか。
- ボランティアで行うのであれば問題ないが、収入を得て行うのであれば許可は必要となると思う。
- 多摩都市モノレールの市内延伸について進捗はどうか。
- 東京都知事は都議会で2030年代半ばの開業を目指すと表明している。

直近では、令和5年12月に、多摩都市モノレールの延伸に係る都市計画案について、東京都主催の説明会を本市、東大和市及び瑞穂町で実施している。

- モノレール開業に向けて関係事業の進捗状況を数値で表すなど一

目で分かる工夫をすれば市民の機運も高まると思う。

- 道路の拡幅が進み橋脚が建設されるなど視覚的に分かればよいが、都市計画事業として認可されていない現段階では、進捗状況を明確に示せるものが少ない。
東京都が施工する新青梅街道の拡幅整備に伴い、本市が管理している污水管の敷設替え工事を行うこととしている。
- その工事は既に実施しているのか。
- まだ実施していない。工事設計のほか、新青梅街道を走行する車両を一時通行止めとするため、工事の区間や期間を所管警察署に事前協議する必要があり、それらの準備を進めている。
- 市の中心部は新青梅街道拡幅部分の用地取得も進み、多摩都市モノレールの市内延伸が現実味を帯びている。これからも本市の発展に向けて尽力していただきたい。

項番34 災害ボランティア運営体制の整備

- 本市の災害ボランティアの受入体制を伺いたい。
- 本市では、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）、特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場（以下「むさしむらやま子ども劇場」という。）と「災害時におけるボランティア支援活動に関する協定」を締結し、有事の際には三者で連携して災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受付や派遣を行うこととしている。
- 他の多くの自治体と違い、本市のボランティアセンターは指定管理者であるむさしむらやま子ども劇場が運営しており、社会福祉協議会は携わっていない。
- 御指摘のとおりであるが、平時のボランティア・市民活動を行う拠点である「武蔵村山市ボランティア・市民活動センター」の運営と、有事の際に立ち上げる「災害ボランティアセンター」の運営は別物である。
- 災害ボランティアセンターの運営の主体は、社会福祉協議会とむさしむらやま子ども劇場のどちらが担うのか。
- 社会福祉協議会が担うこととなり、東京都社会福祉協議会とも連携を図る。
- 名称がほぼ同じであるのに平時と有事の際で運営主体が異なるのは市民にとって分かりにくい。
- 以前、実際に被災地でのボランティア活動を行った際には、現地に大勢の人が押しかけていたが、ボランティアの受入体制が整っておらず右往左往した記憶がある。活動が始まるまで二、三時間掛かり、段取りが悪かった。
- 本市では、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の改訂に当たっても三者間で協議を行っている。また、マニュアル通りに動けるよう三者合同で年1、2回設置・運営訓練を実施している。
- 有事の際に円滑に対応できるようにするためには、平時における訓練、対策が重要なのでこれからも尽力してほしい。

- 能登半島地震の被災地へボランティアを派遣したのか。
- 東京都からの依頼に基づき東京都市長会を通じて市から職員1名を派遣した。
- 市民からボランティアは募るのか。また、被災地へのボランティアを希望する市民はどうすればよいのか。
- 本市では市民からボランティアは募らず、被災地への紹介はしていない。被災地で受入体制が整っていれば問合せ先の窓口等を案内できるが、そうでない場合はあくまで自己責任で対応してもらうことになる。また、被災地からのボランティア派遣要請が市、社会福祉協議会、災害ボランティアセンターなどどこを経由したかによっても対応が異なると思う。本市では、東京都を通じた派遣要請に応じたり、姉妹都市交流でつながりがある長野県栄村への職員派遣といった事例が多く、それ以外のボランティアの派遣要請は聞いたことがない。
 実際のボランティア派遣では、被災者への精神的ケア、危険性のある家屋の調査、罹災証明の発行等を行うため職員が被災地へ赴いている。
- 報道によれば、実際に必要とする支援や物資等は被災者にしか分からないと聞くことが多い。被災地でのボランティア活動の経験や、被災者からの体験談を踏まえて災害時のマニュアルに対応策を取り入れて活用するとともに、公開しておけば、ボランティアを受け入れるときも派遣するときも安心できる。
 立川市では、小・中学生や園児を実際に順次迎えに行く防災訓練を実施しているほか、災害時のペットの取扱いなどが細かくマニュアルに記されている。
- 元旦に発生した能登半島地震では甚大な被害があった。幸い本市は大規模な災害に見舞われたことはないが、平時と有事でボランティアセンターの役割等が異なることや、マニュアルの内容について市民に分かりやすく周知することを求めたい。

項番39 ICTを活用した災害・防災情報の提供

- 「避難情報等電話配信サービス」とは、どのようなサービスなのか。
- 事前に登録された固定電話に避難情報等を合成音声で配信するものである。特に高齢者は自身でスマートフォンを操作し逐一災害情報や避難情報を調べるのは大変であるため、市から情報発信している。
- 能登半島地震の被災地支援をうたった義援金等の詐欺が発生している。本サービスのことをきちんと周知しておかないといざというときに何が正確な情報なのか伝わらない。
- 導入時に市ホームページや市報で公表しているが、継続して周知していないと思われる。
- 地域に一人でも利用する市民がいれば、情報が共有され迅速な避難につながる。
- 市民にとって災害への関心は高い。良い取組なのに周知が十分ではないため市民へ継続して周知することを求めたい。

項番 5 2 市税等収納対策の推進

- 令和 3 年度及び令和 4 年度の財政効果額はどのように算出したのか。
- 第七次行政改革大綱策定時の令和 2 年度末の市税収入額を基準とし、各年度末の市税収入額と比較してその増減を計上している。

項番 8 1 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入

- 指定収集袋の販売により市の収入増加に寄与した面もあると思うが、財政効果は算出できないのか。
- 現状では、財政効果がどの程度となるかの判断は難しい。収入としては、新たに指定収集袋の販売に係る手数料が見込める一方、支出としては、戸別収集の導入に伴いごみ収集に係る車両や作業員など委託業者に支払う費用や指定収集袋の製造に係る費用などが増額する。
また、小平・村山・大和衛生組合負担金は、ごみの搬入量に応じ構成市で負担することとしており、戸別収集の導入によるごみの減量に伴い同組合へのごみの搬入量が減少すれば、本市の負担金の減額が見込まれるが、現段階では判断できない。
- 不法投棄防止の観点からごみ集積所が閉鎖されるのも理解できるが、カラスによるごみの散乱被害が懸念されるので、適切に管理できる集積所だけでも継続利用すればパネルの経費は抑えられる。
- ごみの減量には結び付いたのか。
- ごみの減量への取組や推移は、ごみ対策課が発行する情報誌「L e t ' s R e c y c l e ! むさしむらやま」に記載されている。リサイクル意識の高まりや対象品目の変更などにより可燃ごみ及び不燃ごみは減量し、適正分別が進んだことにより容器包装プラスチックは増量した。

議題 2 その他

- 本日の会議録については、事務局で作成次第各委員に送付し、確認いただきたいと考えている。

【質疑・意見等】

- 次年度の開催日程は決まっているのか。
- 当委員会の会議は、年度の上半期・下半期にそれぞれ 1 回、年間で計 2 回の開催を予定している。上半期は例年 7 月から 8 月頃に開催しているが、詳細な日程は事前に調整させていただきたいので、御協力をお願いする。

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： <u> 0 </u> 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	

